

市町村教育委員会における教育支援の現状と課題

— 就学担当者を対象とした質問紙調査から —

Examination of the current situation and issues of educational support in municipal board of education: Through the questionnaire survey to education committee personnel

平澤紀子・坂本裕

岐阜大学大学院教育学研究科

Noriko Hirasawa & Yutaka Sakamoto

Gifu University, Graduate school of Education

和文要旨

本研究は、市町村教育委員会の就学担当者への質問紙調査を基に、インクルーシブ教育システムにおいて新たに開始されている教育支援の現状と課題を検討した。A 県全市町村教育委員会の就学担当者 47 名を対象として、2017 年 11 月に郵送法による質問紙調査を実施し、37 名（79%）の回答を得た。回答者は教員 32 名、教員以外 5 名で、特別支援学校教諭免許状の保有者は 10 名であった。担当者になってからの特別支援教育の研修受講率は 89%であった。教育支援に関する知識は今日の障害観を示す ICF（国際生活機能分類）を除いて、「知っている」「少し知っている」が 8 割以上であり、また、求められている教育支援はほとんど行っていた。最も困っていることは園や学校、保護者との合意形成の調整であった。一方、特別支援学校教諭免許状の保有者と非保有者で知識や困っていることに違いがあり、知識は就学先の決定を除いて、保有者が「知っている」が有意に多く、非保有者は有意に少なかった。困っていることは就学先の決定や教育的ニーズの把握で保有者は有意に少なく、非保有者で有意に多かった。以上から、就学担当者は特別支援教育の研修を受講し、教育支援を行っているが、その要である教育的ニーズに応じた就学先の決定には専門性が求められ、そのための支援体制の構築や事例検討の研修が必要である。

Key Words 教育支援、市町村教育委員会、質問紙調査

educational support, municipal board of education, questionnaire survey

I. 問題と目的

「障害者の権利に関する条約」批准下において、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムを構築するために、特別支援教育を推進することが求められている（中央教育審議会，2012）。とくに、早期からの教育相談や支援、就学支援、就学後の教育や支援、学校卒業後の支援の全体を一貫した教育支援として捉え、個別の教育支援計画の作成・活用を通じて、一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図る必要がある（文部科学省，2013）。

こうした背景において、2013 年 9 月には、学校教育法施行令で就学先の決定の仕組みが改正された。それは、これまで就学基準に該当する児童生徒等は原則特別支援学校に就学するという仕組みから、障害の状態等を踏まえた総合的な観点からの就学先の決定、転学に関する規定の整備、保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大等である。この新たな仕組みにおいては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対して十分情報を提供しつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とした上で、就学先を決定することになった（文部科学省，2013）。こうした中で、市町村教育委員会の就学担当者には、教育支援に関する知識や情報を持ち、園や学校と保護者への対応を行うことが求められている。

一方、国や自治体には、教育支援に向けた基礎的環境の整備が求められている。これに関して、2014年8月における全国調査によれば（全国教育長会，2015）、47都道府県教育委員会において教育支援に関する機関の設置や機能の充実が進められていることが報告されている。とくに、全ての都道府県で市町村教育委員会に対して、就学先を決定する仕組みが改められたことを踏まえた教育支援の在り方について周知していることが明らかにされている。

しかしながら、市町村教育委員会を対象とした調査は行われておらず、教育支援の主体となる就学担当者の実態や困難については明らかにされていない。そこで、本研究では、市町村教育委員会の就学担当者を対象とした質問紙調査を基に、新たに開始されている教育支援の現状と課題を明らかにし、国や地方自治体が整備すべき条件について検討することを目的とした。

II. 方法

1. 対象者・時期・方法

調査対象として、市町村教育委員会の就学担当者に教育支援に関する研修会や協議会を行っているA県を選定した。県内の全市町村教育委員会の就学担当者47名を対象として、2017年11月の1ヶ月間、郵送法による質問紙調査を行った。調査対象者には、調査の目的や結果の公表、個人情報の保護に関する説明を行い、同意を得た者の回答を得た。

2. 調査内容

調査内容は次の6つから構成された。①対象者の属性に関する6項目（職種、教育委員会担当年数、教職年数、保有免許状、特別支援教育担当経験年数、研修受講状況）、②教育支援に関して知っていること8項目（「知っている」「少し知っている」「あまり知らない」「知らない」の4件法の回答）、③教育委員会担当者として行っていること14項目（「はい」「いいえ」の回答）、④困っていること11項目（「はい」「いいえ」の回答）とそのうち最も困っていること1つとその内容（自由記述）、⑤比較的うまくいっていること（複数回答）とその内容（自由記述）、⑥担当者に必要な研修や支援（自由記述）についてであった。

3. 分析方法

各項目を単純集計し、特徴を分析した。さらに、特別支援教育の専門性の観点から、特別支援学校教諭免許状の保有者と非保有者でクロス集計し、回答の偏りについて尤度比検定により分析した。有意差がある場合は、残差分析を行った。統計解析にはSPSSver. 24を使用した。

III. 結果

1. 回答者の属性について

有効回答は37名で回収率は79%であった。表1に、回答者の属性を示した。

表1 回答者の属性

職種	教員32名 (86.5%)	教員以外5名 (13.5%)
教育委員会担当年数	1.76±1.14 (1年～5年)	
教職年数	24.97±5.33 (11年～38年)	
特別支援教育経験	16名 (50%) 特別支援学校6名 特別支援学級15名 通級指導教室3名	
保有免許状	小学校32名 (100%) (1種28名、2種4名)	
	中学校23名 (71.9%) (1種21名、2種2名)	
	高等学校19名 (59.4%) (1種18名、2種1名)	
	特別支援学校10名 (31.3%) (1種6名、2種4名)	
	幼稚園1名 (3.1%)	

教員は33名 (87%)、教員以外は5名 (13%)であった。教育委員会の担当年数は平均1.8年で、教職年数

は平均 25 年であった。特別支援学校教諭免許状の保有者は 10 名 (31%)、非保有者 27 名 (69%) であった。

2. 特別支援教育に関する研修受講状況

表 2 に、回答者 37 名の研修受講状況を示した。これは、国や県・市町村が行う特別支援教育に関する研修会や協議会への公務としての参加経験を通じた研修受講状況を尋ねたものである。

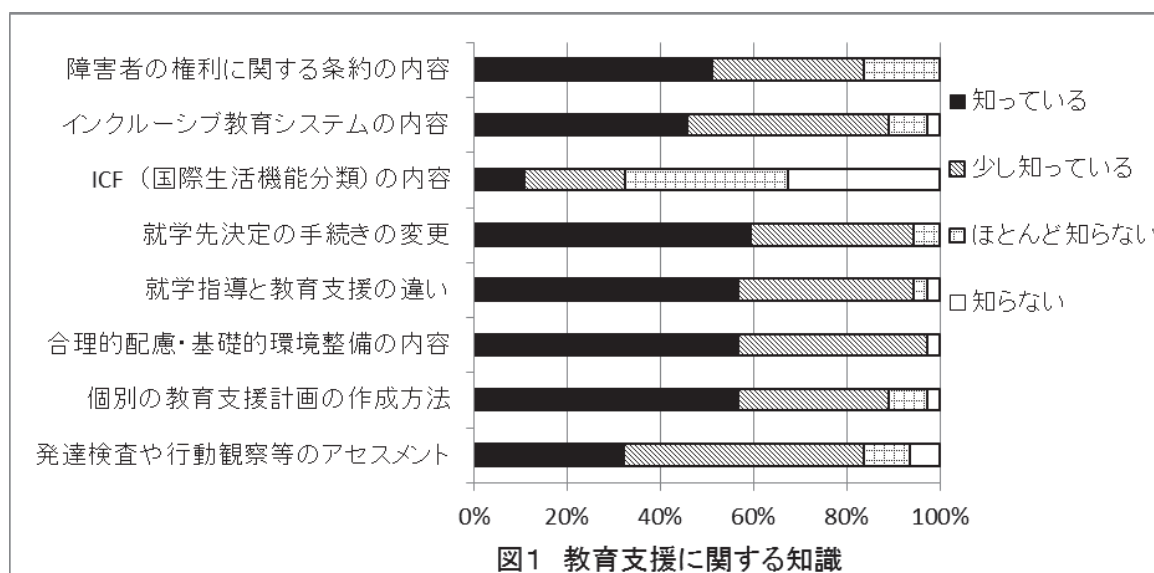
表 2 研修受講状況

内容	担当後 (N=33)	%	担当前 (N=22)	%
特別支援教育全般	27	81.8	19	86.4
発達障害等の子どもの理解や支援	26	78.8	18	81.8
障害者権利条約や合理的配慮、基礎的環境整備	24	72.7	8	36.4
アセスメントは個別の教育支援計画の作成方法	9	27.3	9	40.9
関係者・関係機関との連携	14	42.4	8	36.4
その他	1	3.0	2	9.1

教育委員会の就学担当者になってから研修を受講した者は 33 名 (89%) であった。担当者になる前に受講した者は 22 名 (59%) であった。担当前後を通じて研修を受講していないのは 1 名であった。研修内容については、「特別支援教育全般」が 27 名 (81%) と最も多く、次いで「発達障害等の子どもの理解や支援」26 名 (79%)、「権利条約や合理的配慮、基礎的環境」24 名 (73%) であった。一方、「アセスメントや個別の教育支援計画の作成方法」は 9 名 (27%) と低かった。

3. 教育支援に関して知っていること

図 1 に、回答者の教育支援に関して知っていることの回答結果を示した。



「知っている」「少し知っている」の回答を合わせると、8項目中7項目で80%以上であった。一方、今日の障害観を示す「ICF（国際生活機能分類）」については32%と低かった。

表 3 に、特別支援学校教諭免許状の有無と教育支援に関して知っていることの回答結果を示した。

表3 特別支援学校教諭免許状の有無と教育支援に関する知識に関する回答結果

	特別支援学校 免許状	知っている	少し知っ ている	ほとんど 知らない	知らない	P
障害者の権利に関する条約の内容	有	8	2	0	0	*
	無	11	10	6	0	
インクルーシブ教育システムの内容	有	9	1	0	0	**
	無	8	15	3	1	
ICF（国際生活機能分類）の内容	有	2	6	2	0	**
	無	2	2	11	12	
就学先決定の手続きの変更	有	8	2	0	0	ns
	無	14	11	2	0	
就学指導と教育支援の違い	有	8	1	1	0	*
	無	13	13	0	1	
合理的配慮・基礎的環境整備の内容	有	9	1	0	0	*
	無	12	14	0	1	
個別の教育支援計画の作成方法	有	9	1	0	0	*
	無	11	11	4	1	
発達検査や行動観察等のアセスメント	有	7	1	2	0	**
	無	3	15	7	2	

*5%水準 **1%水準

「就学先決定の手続きの変更」を除いて、特別支援学校教諭免許状の有無で違いがあった。「障害者の権利に関する条約」($\chi^2(2)=6.504, p<.05$)は「知っている」は保有者で有意に多く、非保有者は有意に少なかった。「インクルーシブ教育システムの内容」($\chi^2(3)=12.192, p<.01$)は「知っている」は保有者で有意に多く、非保有者で有意に少なかった。また、「少し知っている」は保有者で有意に少なく、非保有者で有意に多かった。「ICF（国際生活機能分類）の内容」($\chi^2(3)=17.463, p<.01$)は「少し知っている」は保有者で有意に多く、非保有者で有意に少なく、「知らない」は保有者で有意に少なく、非保有者で有意に多かった。「就学指導と教育支援の違い」($\chi^2(3)=8.006, p<.05$)は「少し知っている」は保有者で有意に少なく、非保有者で有意に多かった。「合理的配慮・基礎的環境整備の内容」($\chi^2(2)=7.151, p<.05$)は「知っている」は保有者で有意に多く、非保有者で有意に少なく、「少し知っている」は保有者で有意に少なく、非保有者で有意に多かった。「個別の教育支援計画の作成方法」($\chi^2(3)=8.771, p<.05$)は「知っている」は保有者で有意に多く、非保有者で有意に少なかった。「発達検査や行動観察等のアセスメント」($\chi^2(3)=13.934, p<.01$)は「知っている」は保有者で有意に多く、非保有者で有意に少なく、「少し知っている」は保有者で有意に少なく、非保有者で有意に多かった。

4. 教育委員会担当者として行っていること

表4に、教育委員会担当者として行っていることの回答結果を示した。

表4 教育委員会として行っていること

内容	行っている 「はい」 (%)	他課が行っ ている
幼児児童生徒の教育的ニーズや学校・地域の状況、本人・保護者の要望等の総合的な観点からの就学先決定	34(91.9)	1
学校や幼稚園、保育園、認定こども園等（以下、園等）における特別支援教育の実施状況の調査	33(89.2)	2
園等に特別支援教育に関する情報提供	33(89.2)	3
就学後の児童生徒の状況を踏まえて学校への教育内容及び指導方法の支援	32(86.5)	2
園等を通して保護者に特別支援教育に関する情報提供	32(86.5)	3
就学後の転学等における助言や調整	31(83.8)	1
園等や学校と保護者との合意形成が困難な場合に助言や調整	31(83.8)	2
幼児児童生徒の教育的ニーズを把握するためのアセスメント（発達検査や行動観察等）	30(81.1)	5
個別の教育支援計画の様式作成	28(75.7)	3
学校や園等が個別の教育支援計画を作成する際に、助言や指導	28(75.7)	2
園等が作成した個別の支援計画等の資料を学校に引き継ぎ	28(75.7)	2
園等における支援会議（ケース会議）への参加	25(67.6)	3
基礎的環境整備を計画	13(35.1)	4
合理的配慮の提供に関するマニュアル作成	10(27.0)	3

今日求められている教育支援 14 項目について行っている「はい」の回答数 (%) は、一部を除いて 75% 以上であった。とくに学校教育法施行令改正において新たに求められている「総合的な観点からの就学先決定」は 92% と高かった。一方、「基礎的環境整備」は 35%、「合理的配慮の提供に関するマニュアル作成」は 27% と低かった。

5. 困っていること

表 5 に、教育支援 11 項目に関する困っていることがある「はい」の回答数 (%) を示した。

表 5 担当者として困っていること

内容	「はい」 の回答数	%
園等や学校と保護者との合意形成の調整	29	78.4
就学先の決定	25	67.6
幼児児童生徒の教育的ニーズの把握	22	59.5
合理的配慮の決定	22	59.5
保護者への支援	21	56.8
個別の教育支援計画の作成	18	48.6
学校への支援	18	48.6
基礎的環境整備に関すること	11	29.7
園等への支援	11	29.7
関係者や関係機関等との連携	9	24.3
その他	2	5.4

「園等や学校と保護者との合意形成の調整」29 名 (78%) が最も多く、次いで「就学先の決定」25 名 (68%) であった。

表 6 に、特別支援学校教諭免許状の有無と困っていることの回答結果を示した。

表 6 特別支援学校教諭免許状の有無と困っていることの回答結果

	特別支援学校 教諭免許状	困っている	困っている	P
		ことある 「はい」	ことある 「いいえ」	
就学先の決定	有	4	6	*
	無	21	6	
幼児児童生徒の教育的ニーズの把握	有	3	7	*
	無	19	8	
個別の教育支援計画の作成	有	3	7	ns
	無	14	13	
合理的配慮の決定	有	4	6	ns
	無	18	9	
園等や学校と保護者との合意形成の調整	有	6	1	ns
	無	23	4	
基礎的環境整備に関すること	有	4	6	ns
	無	6	21	
園等への支援	有	2	8	ns
	無	7	20	
学校への支援	有	4	6	ns
	無	13	14	
保護者への支援	有	5	5	ns
	無	16	11	
関係者や関係機関等との連携	有	2	1	ns
	無	6	21	

*5%水準 **1%水準

「就学先の決定」と「幼児児童生徒の教育的ニーズの把握」で回答の偏りに有意差がみられた。「就学先の決定」($\chi^2(3)=4.562, p<.05$)は「はい」は保有者が有意に少なく、非保有者は有意に多かった。「幼児児童生徒の教育的ニーズの把握」($\chi^2(3)=4.928, p<.05$)は「はい」は保有者が有意に少なく、非保有者は有意に多かった。

最も困っていること1つを選んでもらった結果については、「園等や学校と保護者との合意形成の調整」13名(35%)が最も多く、次いで「就学先の決定」7名(19%)。「幼児児童生徒の教育的ニーズの把握」4名(11%)等であった。表7に、最も困っていることの内容に関する回答結果(自由記述)を示した。

表7 最も困っていることの内容

特別支援学校 教諭免許状	内容
保有者	<p><就学先の決定・合意形成・合理的配慮></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援委員会、学校の判定と保護者の思いとのすれ違い ・保護者が子どもの実態や現状を受け入れられず合意形成が進まない ・学校や園や保護者の思いや見解をすり合わせるのが困難 ・保護者との合意形成が得られず、個別支援が必要な児童生徒の入級が困難 ・合理的配慮といわれているがどこまで支援すればよいのか決めかねる ・外国籍児童生徒の就学先 <p><支援体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを導入したいが予算上、導入が困難である
非保有者	<p><就学先の決定・合意形成・合理的配慮></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援委員会、学校の判定と保護者の思いとのすれ違い ・保護者の理解(特別支援教育や子どもの実態) ・気になる園児の様子を保護者に伝え今後の支援について合意形成の調整 ・特別支援学級、通級指導教室が限られている現状で保護者との合意形成が困難 ・就学先の一つに特別支援学校を考えた場合、通学方法が問題になる ・園長の理解が得られずうまく連携が図られていないケースがある ・私立幼稚園等の合意形成の調整 ・保護者の特別支援教育へのニーズは高まっているが学校側の支援体制確保が難しい <p><幼児児童生徒の教育的ニーズの把握・支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援の必要な子どもの教育的ニーズをどのように把握するか ・発達障害のある幼児児童生徒の増加や状態が多様化しているため把握が難しい ・園に通っている子はもちろん未就園児や外国籍幼児の教育的ニーズの把握は難しい <p><支援体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通級の設置申請が認められず月2回しか指導を受けられない児童等がいる ・LD、ADHDの通級が町内1つしかなく現在47名を受け入れ、2~3週に1回程の支援 ・特別な支援が必要な外国人、個別の知能検査や保護者との懇談の際に通訳が必要 ・合理的配慮の予算確保 ・教育側から出来ることに限界があること ・学校や保護者の相談先が限られていること

特別支援学校教諭免許状の保有者と非保有者とも共通して、就学先の決定や園等や学校、保護者との合意形成の調整が挙げられた。一方、保有者では、支援体制として、ICTの予算獲得が挙げられた。非保有者では、幼児児童生徒の教育的ニーズをどのように把握すればよいか分からないこと、また支援体制として、園や学校への支援の進め方、通級の場合や相談窓口等に関することが挙げられた。

6. 比較的うまくいっていること

表8に、特別支援学校教諭免許状の有無と比較的うまくいっていることの有無の回答結果を示した。回答の偏りに有意差があり($\chi^2(1)=5.818, p.05$)、「比較的うまくいっていることがある」は保有者で有意に多く、非保有者で有意に少なかった。

表8 特別支援学校免許状の有無と比較的うまくいっていること

特別支援学校 教諭免許状	うまくいって いることある	うまくいって いることない	計
有	10	0	10
無	19	8	27
計	29	8	37

表9に、比較的うまくいっていることに関する回答結果（複数回答）を示した。

表9 比較的うまくいっていること（複数回答）

内容	「はい」 の回答数	%
関係者や関係機関等との連携	13	35.1
園等への支援	9	24.3
就学先の決定	8	21.6
幼児児童生徒の教育的ニーズの把握	7	18.9
個別の教育支援計画の作成	7	18.9
学校への支援	6	16.2
園等や学校と保護者との合意形成の調整	4	10.8
基礎的環境整備に関すること	4	10.8
合理的配慮の決定	3	8.1
保護者への支援	1	2.7
その他	1	2.7

「関係者や関係機関等との連携」13名(35%)が最も多く、次いで「園等への支援」9名(24%)であった。

表10に、比較的うまくいっていることの内容に関する回答結果（自由記述）を示した。

表10 比較的うまくいっていることの内容

特別支援学校 教諭免許状	内容
保有者	<p><関係機関等との連携・就学先の決定・合意形成></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町で就学支援員を配置し、小中学校への引き継ぎや園での支援が良好 ・特別支援学校のセンター的機能を活用し、助言を得ている ・発達支援センターが中心となり様々な情報発信や連携をコーディネート ・市の学習支援員が小中学校を回り児童生徒を支援したり先生方へアドバイス ・園への作業療法士の派遣など綿密な支援ができています ・保育園訪問を行うことにより情報交流ができる ・小さい町で、園小中と連携が取りやすく保護者と教育委員会の距離が近い <p><幼児児童生徒の教育的ニーズの把握・支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保小中全てに入り困り感のある児童生徒をつかみ早期からの適正就学につなぐ ・市の政策も進んでいるため以前より地域の学校に就学する子どもが増えた ・園小中高と支援計画をつなげる体制は整っている

表10 続き

非保有者	< 関係機関等との連携・就学先の決定・合意形成 > <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援委員会や推進協議会など就学相談や就学支援に関する体制がある ・教育委員会教育相談室が事務局となる巡回相談により園学校の相談 ・保育事務を教育委員会に移しており同じ庁舎の中で連携できる ・教育支援委員会で就学相談内容を重点化し園、学校と保護者の合意形成 ・スクールアドバイザー専任が、常に学校を巡回し学校の問題の把握しやすい ・特別支援主幹教諭がいて各学校を支援している ・年3回園と連携し小学校教諭も交えて巡回訪問 ・教育支援委員会の開催の事前に担当者会を行い、学校と保護者の連携を深める ・発達支援センター等の個人情報の提供に保護者の同意を得られるようにしたので小学校への引き継ぎや保育園における支援が円滑に進む ・年間を通して発達支援連絡会議による福祉や保健センターとの連携ができる ・発達支援センターを中心として困っている時の連携ができています ・月1回の子育て支援連絡会議（園小中教委）で交流し、支援につなげている ・特別支援学校や発達支援センターとの連携で支援の相談や助言を得ている ・地域の医療機関、児童発達支援事業所との連携ができています ・保護者との話し合いを丁寧に行う中で市の基礎的環境整備の理解してもらえる < 幼児児童生徒の教育的ニーズの把握・支援 > <ul style="list-style-type: none"> ・早い段階から様々な場を通して子ども達の把握ができています ・個別教育支援計画作成は100% ・3市内で個別の教育支援計画の統一様式を作成し、同一歩調で行っている ・個別の教育支援計画を教育支援委員会への提出資料としたため作成が進んだ ・個別の支援計画にうまくいったことを書くので担任が替わっても参考にできる
------	---

特別支援学校教諭免許状の保有者、非保有者とも共通して、関係機関等との連携、学習支援員等の配置、早期からの相談支援体制が挙げられた。一方、保有者では特別支援学校のセンター的機能の活用、非保有者では個別の教育支援計画の様式作成の進展や記入内容の工夫が挙げられた。

7. 必要な研修や支援について

表11に、研修や支援に関する要望の回答結果（自由記述）を示した。

表11 研修や支援に関する要望

特別支援学校教諭免許状の保有者	特別支援学校教諭免許状の非保有者
< 研修 > <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の理解や対応 ・発達性協調運動障害 ・LD ・就学基準について（通級、特別支援学級、特別支援学校） ・アセスメントは自費で研修している、公費で行える研修 ・就学時検診でのスクリーニング検査の対応など < 事例検討 > <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との合意形成の調整 ・私立園への支援の在り方 ・市町村の抱える対応困難事例 < 支援体制 > <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援主幹教諭が配置されていることで特別支援体制 < その他 > <ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士になるためには 	< 研修 > <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の理解や対応 ・発達検査や行動観察等のアセスメント ・外国籍対応している通訳への研修 ・教職員以外が担当になることもあるので基礎的部分の研修 ・特別支援教育経験のない担当者のために基礎から系統的な研修 ・法律や条約の概要についての研修 ・基礎的環境整備について < 事例検討 > <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との合意形成の調整 ・様々なケースの就学相談や就学支援の仕方の研修 ・市町村によって就学支援の方法はいろいろ、他市町村の事例 ・いろいろなケースを知り、適切な対応についての検討や講義 < 支援体制 > <ul style="list-style-type: none"> ・専門家が限られており、相談できない ・親の会と協力した就学相談等が行われたらよい

特別支援学校教諭免許状の保有者、非保有者とも共通して、研修では保護者の理解や対応、アセスメン

ト、事例検討が挙げられた。保有者ではLD等の特性に関する理解が挙げられた。非保有者では研修では特別支援教育の基礎的内容、支援体制では専門家が限られていることが挙げられた。

IV. 考察

本研究では、A 県内の全市町村教育委員会の就学担当者への質問紙調査を行い、新たに開始されている教育支援の現状と課題を分析した。その結果、37名(79%)の回答を得た。回答者は教員32名、教員以外5名で、特別支援学校教諭免許状の保有者は10名であった。担当者になってからの特別支援教育の研修受講率は89%であった。教育支援に関する知識は、ICF(国際生活機能分類)を除いて「知っている」「少し知っている」が8割以上であった。また、市町村教育委員会に求められている教育支援はほとんど行っていた。この結果について、2013年の学校教育法施行令改正の下、各自治体において研修会等を通じて、就学先決定の仕組みの改正や教育支援の在り方に関する周知がなされ(全国教育長会, 2015)、それを受けて市町村教育委員会の就学担当者は基本的な知識を得て、新たな取り組みを進めている状況がうかがえる。

一方、教育支援の知識について、今日の障害観を示すICF(国際機能分類)は「知っている」「少し知っている」3割程と低かった。さらに、就学先決定の手続きを除いて、特別支援学校教諭免許状の有無で有意差があり、「知っている」は保有者が有意に多く、非保有者は有意に少なかった。このことは、特別支援教育に関する研修受講だけでは、免許状の保有者までには至らないことを示している。

その上で、就学担当者が、最も困っていることは、園等や学校と保護者との合意形成や就学先の決定であった。その具体的内容としては、教育支援委員会、園や学校と保護者との意見の相違を挙げていることは免許状の有無にかかわらず共通していた。ただし、就学先の決定と幼児児童生徒の教育的ニーズの把握では免許状の有無で有意差があり、保有者は困っていることが「ある」は有意に少なく、非保有者で有意に多かった。すなわち、教育支援の要ともいえる教育的ニーズに応じた就学先の決定については、研修だけでは対応できない部分であると考えられる。このことは、研修や支援に関する要望において、事例検討の必要性として指摘されている。

一方、比較的うまくいっていることには、共通して、発達支援センターや保健福祉行政等の早期からの相談支援体制との連携が挙げられた。また、市町村独自に配置している巡回相談等により園や学校等との連携が可能となっていることも指摘された。2014年の全国調査においては、教育委員会と首長部局が連携した取組を行っているのは半数程であった(全国教育長会, 2015)。本結果からは、その条件整備が進んでいることと、市町村独自の工夫が行われていることが示されていると考えられる。一方、免許状の保有者では特別支援学校のセンター的機能の活用を挙げているが、非保有者では挙げていない。このことは、非保有者では特別支援学校のセンター的機能について十分な情報がないことも考えられる。小学校の次期学習指導要領においては、その総則において、関係機関との連携が明記されている(文部科学省, 2017a)。したがって、このような特別支援学校のセンター的機能の情報も周知する必要がある。

以上、市町村教育委員会就学担当者は特別支援教育の研修を受講し、基本知識を得て、今日求められている教育支援はほとんど行っている。ただし、新たに始まっている教育支援の要である今日の障害観や教育的ニーズに応じた就学先の決定に関しては専門性が必要であるといえる。こうした結果を踏まえると、国や地方自治体は、市町村教育委員会の就学担当者として、特別支援学校教諭免許状の保有者を配置するための条件整備が必要といえよう。とくに、発達障害の可能性のある子どもは義務教育段階で推定6.5%であり(文部科学省, 2012)、関係者で十分な情報を共有し、教育支援を進めていく必要がある。一方、特別支援学校教諭免許状の保有率は、特別支援学校においても75.8%であり(文部科学省, 2017b)、人事配置が難しい状況もある。そこで、こうした人事配置を進めながらも、就学担当者に対する研修と支援体制を充実していくことが肝要であろう。研修に関しては、今日の障害観や法律、アセスメントも含み、具体的な支援を学べる事例検討も必要となる。また、比較的うまくいっている内容を踏まえると、早期の相談

支援体制との連携を活用した専門的対応を促進することが重要であろう。

謝辞

研究にご協力をいただいた A 県教育委員会、市町村教育委員会の皆様に感謝申し上げます。

文献

- 1) 中央教育審議会 (2012) : 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告) .
- 2) 文部科学省 (2013) : 教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～.
- 3) 文部科学省 (2017a) : 小学校学習指導要領解説 (総則編) .
- 4) 文部科学省 (2017b) : 特別支援教育資料 (平成 28 年度) . (アクセス 2017 年 12 月 29 日 http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2017/06/29/1386911_003_1.pdf)
- 5) 文部科学省 (2012) : 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について . (アクセス 2017 年 12 月 29 日 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/__icsFiles/afieldfile/2012/12/10/1328729_01.pdf)
- 6) 全国都道府県教育長協議会第 1 部会 (2015) : インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について .